

序章 フィリピンの政治情勢

神戸大学大学院 片山 裕

(1) 2005 年の政治概観

アロヨ大統領にとって 2005 年はまことに多事多端な年であった。非合法ギャンブル「フェテン」に一族がかかわっていたとの疑惑が浮上しただけでなく、2004 年の大統領選の開票過程で、大統領自らが票の操作にかかわったことをうかがわせる中央選挙管理委員との電話での会話内容が暴露されことによって、大統領としての正当性にも大きな疑問が投げかけられたからである。同年 7 月の閣僚の大量辞任表明（ハイアット 10）をきっかけにアロヨ政権は崩壊の一步手前にまで追い込まれた。ラモス元大統領の支持によって辛うじて危機を脱したものの、大統領への批判と不満は国民各階層に深く内向した。そして、2006 年 2 月には国軍の不満分子による政権転覆の試みが露呈し、同 24 日「非常事態宣言」を布告する事態にまで至ったのである。

2005 年 5 月から 2006 年 3 月初めにかけての政治の主な動きは以下のとおりである。

- 05.05.19 大統領が、フェテン上納金を受け取っていると告発された夫のホセ・ミゲル・アロヨ氏と息子のマイキー・アロヨ下院議員を調査するよう司法省に命じる。
- 05.05.24 「フェテン」経営者からの賄賂について上院の 2 委員会が調査を決定。
- 05.05.30 違法賭博「フェテン」に関する第 1 回上院聴聞会。フェテンの経営者であることを認めたマヨール氏が、アロヨ大統領の息子マイキー・アロヨ下院議員などに対し巨額の賄賂を渡したことを証言。
- 05.06.02 アロヨ大統領の支持率が民主化以降の歴代大統領で最低値に。
- 05.06.02 ブニエ報道長官がアロヨ大統領と選挙委員との会話記録を「野党側の捏造」として公開。
- 05.06.07 アロヨ大統領の息子マイキー・アロヨ下院議員と政府高官が違法賭博フェテンに関与していたことを 2 人の証人が上院で証言。
- 05.06.09 上院聴聞会でサンドラ・カムが、昨年 12 月にフェテン目こぼし料としてマイキー・アロヨに 50 万ペソ、イギー・アロヨに 40 万ペソ渡したと証言。ペソの対ドルレートが 1 ドル 54.95 ペソまで低落。
- 05.06.12 独立記念日式典
- 05.06.13 マイキー議員、無期限休暇を発表。
- 05.06.16 アロヨ大統領が声明の中で「盗聴は反政府勢力のプロパガンダ」と発表。
- 05.06.27 アロヨ大統領会見。テープの声が自分の声であることを認め謝罪する一方、選挙結

- 果の改ざんはしていないと発表。
- 05.06.30 アロヨ大統領の夫ホセミゲル、出国。
- 05.07.01 財政赤字解消の切り札であった付加価値税（VAT）が首都圏で導入されるが、石油会社の訴えにより最高裁判所に差し止めされる。これを受け、反アロヨ勢力が合同デモを開催。1万人が参加。
- 05.07.05 下院で盗聴テープが初めて再生される。
- 05.07.06 国軍若手将校が、国軍の盗聴への関与に対する真相解明を求め集団辞職を計画。
- 05.07.07 アロヨ大統領が全閣僚に辞職を求める声明を発表。
- 05.07.08 10人の閣僚が辞任、大統領に退陣を迫る。アキノ元大統領も大統領に辞任勧告。同日夜、ラモス元大統領とデ・ベネシア下院議長が大統領官邸を訪問、辞任ではなく、憲法改正による議院内閣制と連邦制導入による政権交代を提案。
- 05.07.09 国軍と国家警察が政治問題へ介入しないとの声明を発表。
- 05.07.10 カトリック司教協議会（CBCP）が辞任を要求しないとの声明を発表。
- 05.07.09 マカティ市で4万人がアロヨ辞任を求めるデモに参加。
- 05.07.16 地方自治体の長らを含む12万人がルネタ公園で大統領の続投を呼びかける集会を開催。
- 05.07.19 大統領、フェテン疑惑と選挙不正疑惑の調査する真相究明委員会の設置を命じる。
- 05.07.25 施政方針演説。大統領は疑惑に関しては一切触れず、議院内閣制と連邦制へ移行すると発表。2万人が抗議集会に参加。同日、課員の野党陣営が弾劾申し立てをはじめ。
- 05.08.01 元大統領府職員とされるマイケル・アンヘロ・ズセが、昨年1月にアロヨ大統領の自宅で大統領の同席のもと、選挙管理委員会の地方委員と州の監督官が違法賭博フェテン王といわれるピネダ氏の夫人からそれぞれ3万ペソを受け取るのを目撃したと暴露。
- 05.08.03 ソーシャル・ウェザー・ステーション（SWS）、7月の世論調査発表。大統領の支持率は6月の25%から19%へと更に低下。歴代最低を記録。
- 05.09.06 下院本会議はアロヨ大統領に対する弾劾告発3件すべてを却下した司法委員会の決定を承認。下院での弾劾発議の可能性は失われた。
- 05.10.13 政府は違法な街頭集会に対する取締りを強化している。10月13日には、フィリピン学生連盟の学生たちのマニラ市内レクトでの街頭集会にマニラ市の機動隊が放水、学生10人を逮捕し、集会を解散させた。
- 05.10.27 調査会社 Pulse Asia が、10月15日から27日の調査によると、国民の58%が大統領の辞任を望んでおり、52%は、アロヨ大統領を2004年選挙で公正に選ばれたとは信じていないと発表。
- 05.11.28 録音テープでアロヨ大統領の会話の相手であるとされているガルシリアーノ元選挙

管理委員が6月以降初めて姿を現し、ABS-CBN放送に出演。2004年大統領選中にアロヨ大統領と電話で話したことは認めたが、それは開票済みの票について報告したものであり、開票結果を不正に操作したのではないと述べた。

- 05.12.07 ガルシリアーノ氏、大統領選挙の不正を調査する下院聴聞会に初めて出席。2004年選挙の際に大統領と一度だけ話したことは認めたが、大統領が今年7月に自分のものであると認めた録音テープの相手は自分ではないと述べた。選挙期間中に電話をした相手として、ガルシリアーノ氏は、レガルダ副大統領候補、ラクソン大統領候補、エンリレ、ゴードンなど上院議員候補6名、下院議員17人を挙げたが、名指しされた議員のほとんどがこれを否定し、とくにラクソン上院議員は、ガルシリアーノ氏を偽証罪で告発する考えを示した。
- 05.12.08 ハシエンダ・ルイシタ社の経営陣代表とストライキ中の統一ルイシタ労働組合の代表が、合意に達し、13カ月間続いた労働争議が終了した。これを受けて、大統領農地改革委員会は12月20日、コファンコ家の所有する砂糖農園ハシエンダ・ルイシタの農地を農園労働者に分配することを決定した。
- 05.12.13 ラモス政権下で国防長官を務めたアバト氏が、首都圏サン・ホワンの「クラブ・フィリピノ」で、国家のための統一移行政府の樹立と、自らがその大統領になることを宣言するという事件があった。これを受け、国家警察は15日、「クラブ・フィリピノ」において、アバト元国防長官、エンリケス元DBM（予算管理省）長官、セネレス元大使、セラピオ弁護士の4名を逮捕し、クラメ基地へ護送した。
- 05.12.19 大統領府の改憲諮問委員会が改憲案をまとめ、大統領府に提出。大統領はこれを受理したが、「2007年選挙の廃止」という項目にラモス元大統領と各種市民団体が強く反発。また、上院も改憲に消極的。
- 05.12.20 ヒラリオ・ダビデ最高裁長官が退官。後任にはアルテミオ・パンガニバン判事が指名された。（パンガニバン判事は06年12月に70歳で引退するため、任期は11カ月のみ。）
- 02.02.17 レイテ島で地すべりが起こり、3,000人の村がほぼ生き埋めになる。
- 02.02.18 フィリピン南部スルー州ホロ島（比米合同軍事演習「バリカタン06」の実施地）のカラオケ店で爆弾が爆発し、1人が死亡、約20人が負傷。
- 02.02.20 マニラの大統領官邸敷地内のゴミ箱で爆発。死傷者なし。国軍「改革派」を自称する将校のグループがメディアに声明を送り、現大統領が辞任するまで爆発物による抗議行動を開始すると発言。
- 06.02.22 1986年の「2月革命」20周年記念行事開始。市民がエドサ通りをデモ行進。

- 06.02.24 軍は早朝、軍の現役将校らがアロヨ政権を転覆するクーデターを計画していたと明らかにした。アロヨ大統領、非常事態宣言を発令。翌日に「2月革命」20周年式典など政府主催の行事をすべて中止した。国軍は、反政府派が計画していたマニラでの集会をすべて禁止すると発表。市民団体によるエドサ聖堂前のデモは午後、強制解散させられた。マカティ市では、左派系市民団体とアキノ元大統領ら約 5,000 人が参加し反政府集会が開かれた。
- 06.02.25 左派系のベルトラン下院議員やモンターニョ元警察長官ら退職した警察幹部 2 人が拘束される。また、政権に批判的なデーリー・トリビューン紙の社屋が搜索され、編集用の機材が押収されるなど、反アロヨ派への締め付けが強化される。
- 06.02.26 海兵隊司令官のレナト・ミランダ少将が解任されたことに反発した海兵隊員がフォート・ボニファシオの基地に立てこもり、市民や元アキノ大統領が基地の周辺に集まる。
- 06.02.27 反政権派の 16 人がクーデターや反乱などの容疑で検察当局に告発される。
- 06.03.03 大統領が非常事態宣言を解除。

(2) アロヨ大統領を襲った 2 つのスキャンダル

このように政権発足後未曾有の政治的な危機に直面したアロヨ政権であるが、その危機は上述の非合法賭博への一族の関与疑惑と 2004 年の大統領選票操作疑惑にもたらされたといつてよい。

(a) フェテン疑惑

非合法賭博フェテンは、それへの関与が疑われたためエストラダ前大統領が大統領職を追われたスキャンダルであるため。アロヨは、そのあとを襲って大統領に就任。したがって、エストラダと同じように違法賭博の「元締め」として（アロヨの場合は家族が）巨額の政治資金を手にしていたということが事実であるとしたら、大統領職から追われるべきだとの議論が出てきた。

(b) 選挙結果不正操作疑惑

ガルシリアーノ中央選挙管理委員会委員（当時）とアロヨ大統領との会話を含む 3 時間の電話による会話を盗聴したものが表に出てきて（元テープは 30 時間に及ぶとされる）、インターネットなどで「公開」。その中で、アロヨは明らかに票の操作をガルシリアーノに指示している。

アロヨは選挙によって大統領に就任したのではなく、「EDSA2」によるエストラダ失脚によって副大統領から大統領に昇格した。ところが、その手続きに疑問があるとエストラダ

陣営は「EDSA2」直後から彼女の大統領としての正当性に挑戦し、実際「EDSA3」を演出、アロヨ追放と政権への復帰をマルコス派や元国軍改革派リーダーのホナサン等と画策した。それだけに 2004 年の大統領選ではなんとしても対立候補フェルナンド・ポー・ジュニア (FPJ) に圧勝して国民の *clear mandate* を得たと主張したかった。

アロヨは 2004 年の大統領選に現職として臨んだ。これは 1986 年 2 月にマルコスが *snap election* を実施、野党統一候補コラソン・アキノと戦って以来。現行憲法では、これからもありえない事態。しかし、現職としての有利さを活かせず 100 万票の差しかつけられなかった。首都圏、ルソン島では FPJ に敗北。出身地のビサヤ地方とミンダナオで相手候補を引き離し、辛うじて勝った。そのミンダナオでの集計結果操作に関わる会話がテープに含まれていた。

(3) 2つの政治的危機

(a) ハイアット 10 (閣僚大量辞任)

アロヨ大統領は選挙不正関与を強く疑わせるテープが表に出てきて、真相究明を求める声が高まってきても、22 日間沈黙を守った。そしてついに TV (録画) で、「判断の誤り (*a lapse of judgment*)」と謝罪。これに対して、*too small, too late* との批判が各方面から寄せられる。これをきっかけに閣僚の辞任などが相次ぎ、7 月 8 日午前のプリシマ財務長官、ボンコディン予算長官、フアン・サントス貿易産業長官など 10 名の主要閣僚及び準閣僚¹であった。

これに対して、アロヨは全閣僚に辞表提出を求め、あくまでも政権にとどまる姿勢を明らかにした。しかし、同日午後、アロヨの最大の「庇護者」の一人であったアキノ元大統領がアロヨに「辞任勧告」。これによってアロヨ政権は崩壊寸前にまで追い詰められた。

ところが、同日夜、ラモス元大統領とデ・ベネシア下院議長が突然大統領官邸を訪問、アロヨと話し合った。そして、憲法改正による議院内閣制と連邦制導入を花道とした政権交代を提案し、アロヨに辞任しないよう説得したのである。これにより、アロヨは息を吹き返し、カトリック教会も中立を保ったことによって政権は辛うじて危機を脱した。

(b) 弾劾裁判への動き

野党 (エストラダ派、左派) は街頭行動により大統領に辞任を迫るが、中間層には、「街頭行動」を嫌い、「正式な手続」に則った政権批判・交代を望む声が圧倒的に多い。そこで、野党は、弾劾裁判によってアロヨ追放をねらった。弾劾裁判発議は下院の権限であり、下院はデ・ベネシア下院議長がコントロールする与党連合が抑えていた。結局、9 月 6 日下院本会議はアロヨ大統領に対する弾劾告発 3 件すべてを却下した司法委員会の決定を承認し、こ

¹ 辞任表明をした閣僚 (および準閣僚) は次のとおりである。Finance secretary, Cesar Purisim ; Budget secretary, Emilia Boncodin ; Internal Revenue Commissioner, Guillermo Parayno ; Education Secretary, Florencio Abad ; Presidential Adviser on Peace Process, Teresita Deles ; Trade Secretary, Juan Santos ; Social Welfare Secretary, Corazon Soliman ; Land Reform Secretary, Rene Villa ; National Anti-Poverty Commission Sec. General, Imelda Nicolas ; Customs Commissioner, Alberto Lina

こに下院での弾劾発議は不発のまま葬り去られたのである²。

(4) 憲法改正への動き

ラモス元大統領が辞任の瀬戸際にあったアロヨを「救出」したときの条件は、憲法改正による議院内閣制の導入であったといわれている³。

アロヨ大統領がラモス元大統領の示唆を受けて7月の施政方針演説で打ち出した「憲法改正」に向けて、9月、大統領府に改憲諮問委員会が設置され、現在、アブエバ委員長をはじめとする55人の委員が指名されている。委員には法曹専門家、学識経験者、財界人、現職および元職の議員、地方自治体首長、カトリック教会の関係者などが含まれている。初会合は9月28日に開催され、大統領制から議院内閣制への移行、連邦制への移行、外資規制の見直しなどが主な論点とされた。改憲の草案作りは上下院の憲法制定合同会議にゆだねられるが、同諮問委員会は、まず答申案を両院に送ることで、改正の動きをサポートする役割を負っている。

ラモス元大統領が今年8月に示した憲法改正の期日は2006年であり、デ・ベネシア下院議長も、06年中に改憲、07年には第1回議会選挙を実施したいとしていた。

12月7日には、委員会は議院内閣制と一院制への移行に合意し、答申案をとりまとめた。その骨子は以下のとおりである。

(a) 議会と首相

議会は一院制。まず移行前に、現上下両院議員全員と大統領が指名する閣僚の3分の1、学識経験者30人で暫定議会が構成される。首相は全議員の過半数で選出される。新閣僚は暫定議会議員の中から大統領によって指名される。大統領は閣僚を監督するが、解散権はない。2010年5月第2月曜日に第一回選挙が行われ、その後は5年ごとの選挙となる。議員定数は別途法で定められ、7割は選挙区、30%はParty-List（政党名簿）から選出される予定である。任期は5年、再選は何度でも可能。議員立候補資格は、フィリピン国籍を有する25歳以上で大卒以上の男女とされる。

(b) 大統領

大統領の任期は5年（再選不可）。首相の任命、議会の召集、首相および閣僚の不信任案が可決された場合の議会の解散、首相の勧告を受けての非常事態宣言あるいは戦争状態宣言の公布、法の公布、条約への署名、などの儀礼的権限のみを有する。

(c) 2007年選挙の中止

2007年の中間選挙を廃止し、07年に任期を終えるはずの上下院議員および地方議員の任

² 文末「表1」はこのときの下院の勢力分布を示したものである。

³ ラモス大統領の提案と改憲へのスケジュールは文末「図1」のとおりである。

期を、現在の正副大統領と同じ 2010 年 6 月 30 日までに延長する。

なお、諮問委員会は連邦制にも合意しているが、移行には 10 年の移行期間が必要であるとされている⁴。

この答申は大統領に提出され、アロヨ大統領によって承認され、下院議会に送られた。しかし、今後の動きは難航が予想される。11 月末に上下両院改憲合同会議の招集を求める決議案が下院で可決され、ハラウラ下院改憲諮問委員長は、06 年 3 月には上下両院が憲法改正案を審議し、8 月に国民投票の実施を目指すとしている。デ・ベネシア下院議長も、2006 年 2 月までに憲法改正案を可決したいとの考えを示し、下院での通過に楽観的な見通しを示している。しかし、上院では、憲法制定の合同会議の代表者を国民から選出することを主張する議員が多いことから、下院決議案は容易に受け入れられないことが予想されている。上院の与野党議員は答申案を拒絶している⁵。

また、今年 7 月にアロヨ大統領に改憲を発案した当事者であるラモス元大統領は、答申案の大筋には賛成するが、2007 年の中間選挙の中止には異論を唱え、これを年内に撤回しない場合はアロヨ大統領を支持しないとの強い考えを示している。なお、ラモス元大統領は諮問委員会の顧問に就任している。また、現行憲法によると、改憲には両院の 4 分の 3 以上の賛同が必要であるとされているが、それが上院下院それぞれに四分之三であるのか、あるいは合計の四分之三か明確でない。与党は後者であるとしているが、前者であるとすれば、上記の上院の勢力分布からして上院を通過することは困難な状況であるといわざるをえない。

(5) 政治的な膠着状態（真の政治危機）

アロヨ大統領は 7 月の政治危機を乗り切ったものの、危機が去ったとはいいがたい状況である。事態はむしろ一種の膠着状態にあるというべきであろう。すなわち、野党側も弾劾裁判不発のあと、街頭に大衆を動員して大統領への辞任圧力を強めようとしたが、国民各階層に超法規的な手段による政権交代へのためらいが深く浸透していて、大衆の大量動員が不可能な情勢である。また、アロヨ政権の腐敗と大統領自身の政治的正当性への疑念は国民の多くが共有しているものの、誰がアロヨに取って代れるのかについて明確なシナリオがまだ、どの野党グループからも明確に提示されていないため、大統領への批判が具体的な選択肢となつて求心力をもたないのである。

こうして、むしろ政治的危機は深く内向した観がある。現在のところ、国軍幹部は一応大統領に対して忠誠を誓っているが、退役した幹部は、公然と大統領による恣意的な国軍幹部の人事に批判の声をあげており、他方、若手将校の間には、大統領および国軍幹部への根強い不満と批判がある。2006 年 2 月のクーデタ未遂は、こうした国軍内部の不満が噴出したものであり、今回は非常事態宣言によってひとまず危機は回避されたものの、今後も政権は神

⁴ 経済条項に関する憲法改正案は、文末「資料 1」のとおりである。

⁵ なお、上院の構成メンバーは文末「表 2」のとおりである。

経質な対応を余儀なくされるであろう。

(6) 今後の動向

今後の政治状況を左右すると考えられる要素は主に次の4点である。

(a) 国軍の動向

アロヨ政権は、「EDSA2」によって成立した政権であり、「EDSA2」においては「EDSA1」以上に国軍幹部の支持(エストラダ大統領への支持の撤回)が重要であった。したがって、アロヨが政権運営において最も重きを置いているのが、国軍の支持つなぎとめである。

しかし、その手法は「回転ドア」方式と呼ばれる主要ポストにおける頻繁な人事と国軍幹部への様々な利権の付与であり、前者は、退役将軍からも軍の制度化を損なうものとして批判を浴びている。他方、後者は、軍幹部への利権付与は若手将校が厳しく批判するところであり、アロヨ大統領がこうした手法によりいつまで国軍の忠誠を確保できるかは、まことに不透明である。現在のところは大統領への忠誠を誓っている国軍幹部も、世論の動向次第では支持を撤回する可能性がないとはいえない。

(b) 憲法改正の動向

アロヨ大統領が憲法改正にコミットしたのは、それによって与党(特に下院議員)の支持を動員しようとしたからであり、彼女自身がどこまで憲法改正に積極的であるかは疑問である。2005年末までの大統領およびその周辺の戦略は、上下両院合わせて四分の三以上の賛成を得て、制憲議会の発議を得て、国民投票を実施して、政治家と国民の関心を憲法改正に移すことによって2005年に噴出したスキャンダルを過去のものするというものであった。この政略成就のためには2007年の国政および地方選挙(バランガイ選挙を除く)の停止と議員の2010年までの任期延長が、下院議員および地方政府幹部の支持調達のためには極めて重要であったが、2005年末に、ラモス元大統領が選挙停止に公然と異議を唱えたことをきっかけに、世論も変化、結局アロヨ大統領も選挙実施の方向へと戦術を変更せざるをえなくなった。今後も政局は憲法改正を軸に展開するであろうが、それが政権への求心力を高める方向で働くかどうかは不透明である。

(c) 経済状況

アロヨ政権が大統領就任直後から強調してきたのは財政再建であり、フィリピン経済の再浮上である。2004年、2005年ともフィリピンのマクロ経済状況は比較的堅調であり、財政赤字も縮小しつつある。ペソも対ドルで強含みに推移しており、アロヨも、自らの経済政策の成功を国民に強く印象づけようとしている。その意味で、経済・財政改革はいまや、アロヨ大統領の政権運営最大の切り札になっているのである。

それだけに、こうした経済の堅調傾向が2006年も続くかが、今後の政治情勢を見

るうえでも極めて重要である。しかしながら、通貨の安定と内外からの企業の直接投資は、国内政治情勢の安定に大きく依存している。2006年2月の非常事態宣言は、大統領の国軍掌握と治安維持に大きな疑問符をつける結果となった点で、今後の問題を残したといわざるをえない。

(d)反強権政治バネ

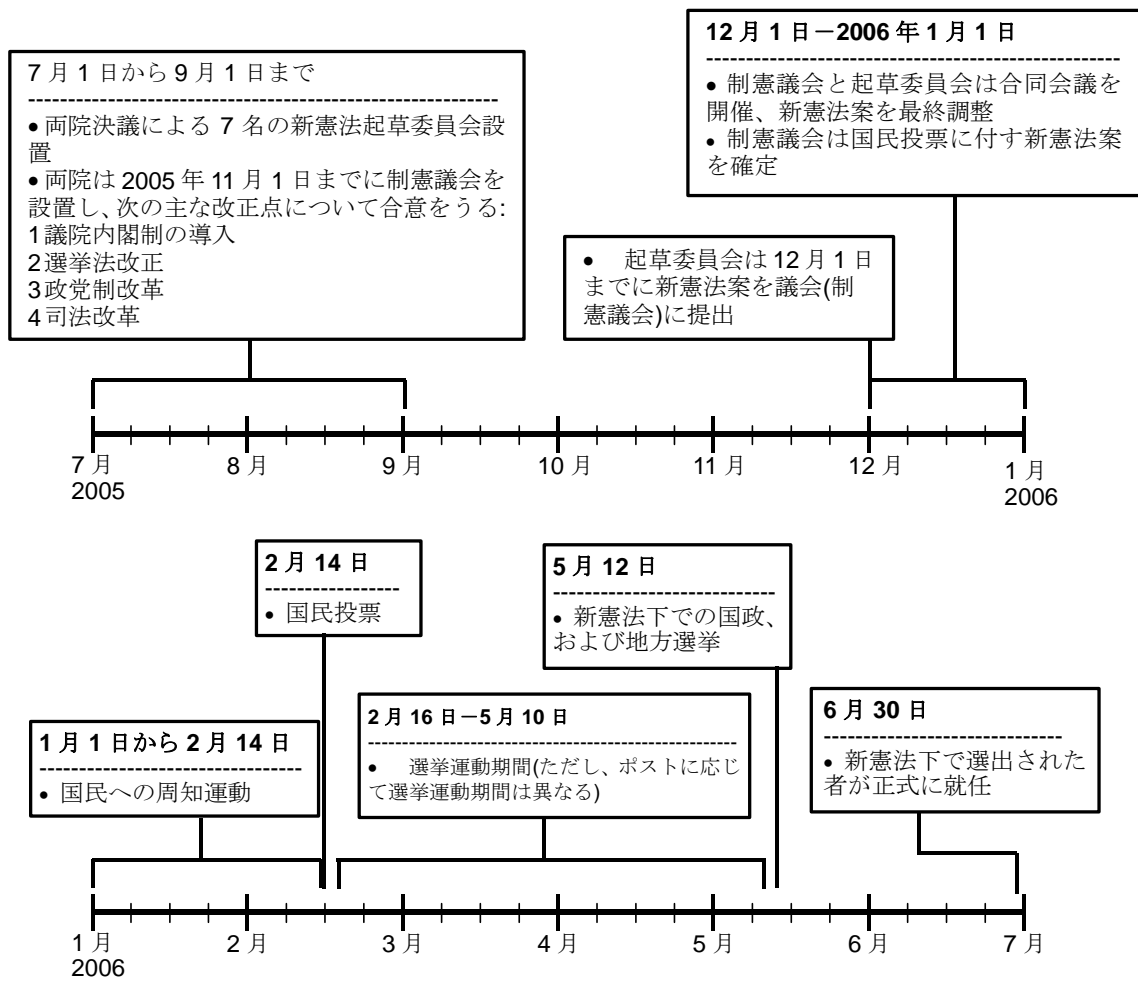
2006年2月の非常事態宣言は、従来、大統領への態度表明に慎重であった中間層の一部に、大統領による「過剰反応」との批判を呼び起こしており、特に、令状なしでの左翼系下院議員およびオピニオン・リーダーの逮捕と新聞社の家宅捜索は、不評であった。ポスト・マルコスにおける国民各階層大多数のコンセンサスは、二度と強権政治には戻りたくないという、強権政治嫌悪であり、それは「反強権政治バネ」と呼んでもよい。ちなみに政権運営において比較的高い支持を得ていたラモスが、政権後半に試みた憲法改正が挫折したのも、こうした民主化バネが作用したためである。今回の非常事態宣言によって、これまで四分五裂していた反アロヨ陣営において、反強権政治バネが作用し、特定のシナリオもしくは政治的人物を中心に、近い将来、何らかの求心力の働く余地が出てきたのかもしれない。

表 1 弾劾裁判発議における政党別投票

大統領支持(弾劾発議に反対)	132
Independent	1
KAMPI	28
KNP (Koalisyon ng Nagkakaisang Pilipino)	2
LAKAS	69
LP (Loberal Party)	14
NP (Nationalista Party)	1
NPC (National People's Coalition)	14
PDP (Partido Demokratikong Pilipino)	1
PDSP (Partido Demokratiko Sosyalista ng Pilipinas)	2
Reporma-LM	1
大統領不支持(弾劾発議に賛成)	49
Independent	1
KBL (Kilusang Bagong Lipunan)	1
LAKAS	4
LDP (Laban ng Demokratikong Pilipino)	7
LP (Loberal Party)	10
NP (Nationalista Party)	4
NPC (National People's Coalition)	7
PMP (Partido ng Masang Pilipino)	1
Party List	14
大統領不支持 (発議には賛成しないが大統領は辞任すべきと主張)	13
KNP (Koalisyon ng Nagkakaisang Pilipino)	2
LDP (Laban ng Demokratikong Pilipino)	3
LP (Loberal Party)	7
NPC (National People's Coalition)	1
当初発議に賛成、後に撤回	2
Agbayani	
Magsaysay	
法に則った対応を主張	40
KAMPI	1
LAKAS	5
LP (Loberal Party)	3
NP (Nationalista Party)	1
Party List	10
Magdalo (国軍改革派)	1
Total	236

(出所) PHILIPPINE DAILY INQUIRER September 6, 2005, A1

図1：ラモス元大統領による改憲スケジュール



(注) 大統領の権限が、儀礼的なそれにとどまるか、あるいは大きなものとなるかは、新憲法の最終的な規定がどうなるかによるが、大統領とは別に首相職が置かれることになる。首相は議会によって選出され、大統領は首相によって指名され、議会によって承認される。

(出所) *BALANSE*, JULY 25-31, 2005, PP.8-9.

資料 1 : 新憲法草案における経済条項の主な改正点

A. 国家経済(改正案 全文);イタリックは大幅な改正条項

1. 国家の経済の目的は、機会、収入、富のより平等な配分と、恵まれない人々の生活の質の向上につながる生産力の向上にある。
2. 議会は独立した経済企画庁を設けることができる。(現行憲法では「大統領が主催する独立機関としての経済企画庁」)
3. 議会は経済企画庁のすすめに応じて、企業の特定部分における外国投資を規制すると宣言することができる。議会はフィリピンの国有企業を奨励する。国家は、国家の目的と優先順位にかんがみて、外国投資に対し、司法の定める範囲内で、フィリピン企業に対してよりも厳しい規制をかけることができる。
4. 国は、フィリピン人労働力、国内資源、地方特産物の優先的使用を奨励し、その中での自由競争をはかるものとする。(現行 12 章 12 節と同様)
5. 国は、フィリピン人科学者、投資家、企業家、専門家、管理者、高度技術者、および美術者工芸職人などの国家人材の確保を、あらゆる分野で奨励し助長させる国家は適切な技術を奨励し、国家利益のために技術移転を制限する。法に定められた場合のほか、フィリピンにおける専門職はフィリピン国民にのみ認められる。(現行 12 章 12 節とほぼ同様)
6. 議会は一般法に寄らない限り、私法人の設立、組織、規制を行えない。政府所有または政府管理の法人は、公共の利益のため、経済的実効性を有する場合にのみ、特別許可によって設立される。(現行 12 章 16 節と同様)
7. 国家緊急時においては、公共の利益にかんがみ、緊急事態の間、国は一定の条件の下に公共の利益に関わる私有の公共施設もしくは業務を一時的に管理下におき、または指揮監督することができる。(現行 12 章 17 節と同様)
8. 国家は、福祉もしくは防衛のために、重要産業体を設備運営し、正当な補償の下に、政府管理のため施設その他の私企業体を公有とすることができる。(現行 12 章 18 節と同様)
9. 国家は公共の利益のために独占を規制し、禁止することができる。取引を疎外する連合や不正な競争は禁じられる。(現行 12 章 19 節と同様)
10. 国会は独立の中央金融機関を定める。その理事会役員はフィリピンに生まれたフィリピン国民で、厳格な人格と愛国心を有しなくてはならない。理事の過半数は民間人でなくてはならない。資格については法で定める。中央金融機関は、通貨、金融、信用に関する政策の方向を定める。銀行の業務を監督し、各種金融機関に対し法に定められた規制権限を行使する。国会が特別に定めるまでの間、フィリピン中央銀行が現行法の下で中央金融機関として業務を行う。(現行 20 節と同様)
11. 外国からの借り入れは、法に従い、中央金融機関の規制にしたがって行われる。政府の外国からの借り入れ保証は、情報として公開されなくてはならない。(現行 21 節と同様)

<その他の改正条項>

B. 国有財産

- ・ フランチャイズと公益事業の所有権に関する市民権制限は撤廃する。議会は、外国企業のフランチャイズは大規模な公益事業に限って認可するという法律を制定する。
- ・ プレスクール(幼稚園)、小学校、ハイスクールの教育課程にあたる教育機関は、宗教組織によって設立されたものは除いて、単独のフィリピン国民、または企業、団体の所有とされる(60%は個人の所有)。しかし議会は国民への等しい教育を要求する。
- ・ 議会は、情報のグローバル化とメディアの国際的な基準を満たすことをかんがみ、広告業とマスメディア業界における外国人所有を認める。

C. 国有財産

- ・ 国家は、天然資源の探査、開発、利用を独自に進めることができる。また、100%外国所有の企業(現行法では40%が限度)との共同生産、合併事業、利益分与協定によることができる。
- ・ 譲渡できる公有地は、農地と埋立地に限定される(現行法では農地のみ)。外資企業を含む私有企業や団体はどちらも、リース契約によってそれらの譲渡可能な公有地を私用することができる。しかし譲渡売却を受けられるのはフィリピン国民のみである。憲法上賃貸可能な土地の限度は別途法律によって定められる。
- ・ 国家は先住民族の権利と父祖伝来の土地を彼らの経済、社会、文化的な発展のために保護する。
- ・ 法によって工業用地、商業用地、住宅用地と定められている土地については、外国人または外国企業にも譲渡売却することができる。議会は譲渡が認可される土地の所有権に関する条件を定めるものとする。しかし、譲渡先が完全な外国所有の個人や国家であった場合は、議会は譲渡対象の土地の条件と限度(範囲など)を定めることとする。

表 2 : 上院議員 (計 23 名) 勢力配置

与党	
Franklin M. Drilon	
Mar A. Roxas	Liberal Party (2004)
Francis N. Pangilinan	
Juan M. Flavier	
Compañera Pia S. Cayetano	Lakas-CMD (2004)
Rodolfo G. Biazon	Liberal Party (2004)
Joker P. Arroyo	
Richard "Dick" Gordon	Lakas-CMD (2004)
Manuel "Lito" M. Lapid	Lakas-CMD (2004)
Ralph G. Recto	
Ramon B. Magsaysay, Jr.	
Manny Villar	
Ramon "Bong" Revilla, Jr.	Lakas-CMD
野党	
Luisa "Loi" P. Ejercito Estrada	
Aquilino Q. Pimentel, Jr.	Koalisyon ng Nagkakaisang Pilipino (2004)
Jinggoy Ejercito Estrada	Koalisyon ng Nagkakaisang Pilipino (2004)
Edgardo J. Angara	
Juan Ponce Enrile	Koalisyon ng Nagkakaisang Pilipino (2004)
Panfilo M. Lacson	
Sergio R. Osmeña III	
Jamby A.S. Madrigal	Koalisyon ng Nagkakaisang Pilipino (2004)
Alfredo S. Lim	Koalisyon ng Nagkakaisang Pilipino (2004)
Miriam Defensor Santiago	People's Reform Party (2004)

注 1 : 右は 2004 年 5 月選挙時の所属政党。空白は 2001 年選出議員。

注 2 : 2004 年選挙時、与党は与党連合 K-4 を結成。野党の Koalisyon ng Nagkakaisang Pilipino も同様に 2004 年選挙時の野党連合。

注 3 : 2006 年 3 月 3 日、与党連合のひとつである Liberal Party は党大会でアチエンザ・マニラ市長派がアロヨ大統領の辞任を求めるドリロン上院議長を党首から追放して党運営を引き継いだことで、事実上 Liberal Party は分裂している。